

練馬光が丘病院 個人情報利用目的細則

(利用目的)

第5条 利用目的は下記のとおりとする。

1 患者様への医療提供を目的とする利用

I) 練馬光が丘病院内での利用

- ①患者様に適切な医療を提供するための利用
- ②医療保険事務や病棟管理・会計・経理にかかる業務および医療安全対策・サービス向上活動のための利用
- ③医療・介護・福祉・保健分野で、当院内でのサービスを円滑にするため各施部門間での情報共有利用
- ④検体検査業務の委託等、当院が業務を委託している業者へ患者様の個人情報の共有利用

II) 他の医療機関を含む本人以外への情報提供（第三者提供）

- ①治療等で、他の病院・診療所・施設・薬局・訪問看護ステーション・介護サービス事業者等との円滑な連携運用のための個人情報の提供
- ②他の医療機関等から患者様へ医療を提供する為に照会があった場合の回答
- ③より適切な診療を行う上で、外部の医師等の意見・助言が必要な場合の情報収集または提供。
- ④医師賠償責任などに係る、医療に関する専門の団体、保険会社等への相談または届出をする場合
- ⑤患者様への医療の提供に際して、家族などへ病状の説明する場合

2. 患者様への医療提供以外を目的とする利用

I) 院内業務またはこれに準ずる利用

- ①医療・介護・福祉・保健サービスや関連業務の維持・改善の為に基礎資料としてまたは、院内で行われる学生実習・研修医教育等への協力や症例検討の際に利用する場合や院内がん登録の対象となる疾患の患者様について、症例として登録する場合等の練馬光が丘病院内の業務に係る利用
- ②外部監査機関等へ情報を提供する場合や事業者から委託を受けて健康診断等を行った場合の事業者への結果通知等の他の事業者への情報提供を伴う場合
- ③学会や学術誌発表などの研究利用

II) 患者様の同意なしに第三者に提供する場合

- ①医療法に基づく立入検査または、介護保険法に基づく不正受給者に係る市町村への通知や、児童虐待の防止に関する法律に基づく児童虐待に係る通告等の法令に基づく場合

- ②意識不明で身元不明の患者について、関係機関へ照会する場合や意識不明の患者の病状や重度の痴呆性の高齢者の状況を家族等に説明する場合や生命、身体又は財産の保護のために必要で本人の同意を得ることが困難な場合
 - ③健康増進法に基づく地域がん登録事業による国又は地方公共団体への情報提供や、がん検診の精度管理のための地方公共団体又は地方公共団体から委託を受けた検診機関に対する精度検査結果の情報提供及び、児童虐待事例についての関係機関との情報交換時、医療安全の向上のため院内で発生した医療事故等に関する国・地方公共団体又は第三者機関等への情報提供に該当し、本人の同意を得ることが困難であり、公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合
 - ④承認統計調査及び届出統計調査に協力する場合等の国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合
 - ⑤検査等の業務を委託する場合
 - ⑥（財）日本医療機能評価機構が行う病院機能評価等の外部監査機関への情報提供を行う場合
 - ⑦患者様の情報を特定の者との間で共有して利用するとして、本人に通知している場合
3. 患者様の情報を匿名化して利用する場合
- ①インシデントレポートの作成や医療事故の原因追求・今後の具体的改善策のための報告等
 - ② 学生の実習の教育・指導等
 - ③地域連携・救急救命等の症例検討会等
 - ④院内の委員会活動等
 - ⑤医師等の学会発表等
4. 第三者に提供するにあたり患者様の了承を得る場合
- ①患者様が民間の生命保険に加入しようとする場合や生命保険会社から患者様の健康状態等について照会があった場合等についての対応
 - ②上司等から社員の病状に関する問い合わせまたは休職中の社員の復帰の見込みに関する職場からの照会についての対応
 - ③学校の教職員から児童・生徒の健康状態に関する問い合わせ、休学中の児童・生徒の復学見込みに関する照会についての対応
 - ④健康食品等の販売を目的とする会社から、該当の患者様の存在の有無について照会された場合や、対象となる患者様の紹介依頼があった場合のマーケティング等を目的とする会社等からの照会についての対応

施行 平成 24 年 4 月 1 日